

断然拒否スル意嚮ヲ有シ 従業員等ハ強硬ニ自説ヲ固持
スル状勢ニテリ 相當進展スル虞アリ 注視中

右及申(通)報候也

別記

嘆願書

- 一、解雇ヲ即時取消サレタシ
- 二、賃銀三割値上セラレタシ
- 三、退職手当制度ヲ制定セラレタシ
- 四、共済會ヲ改善セラレタシ

十月五日

全日本總同盟運輸労働組合

中央市場合同運輸會社従業員一司

中央市場合同運輸株式會社
社長 三橋半四郎 殿

労使第三九三號
昭和十一年十月二十五日

整頓 石田 馨

内務大臣 朝 忠之輔 殿
社會局長 官 殿

中央市場合同運輸株式會社 労働争議
二 期スル件 (第三報 解決)

要旨

十月八日以來組合側態度不穏 四圍三歩り會社側意見在ル之會社側ハ
飽く迄救済金項目ヲ作セリ

又 労使相違後ハ 労働争議ハ 救済金 労資間ニ於テ 會見シ 折衝

結果十月十八日解決ヲ見タルカ其 経過左記ノ通りニ有之

